

2025 年度明海大学歯学部附属明海大学病院
臨床研修プログラム S

明海大学歯学部附属明海大学病院

明海大学歯学部附属明海大学病院臨床研修プログラム S

1. プログラムの名称

明海大学歯学部附属明海大学病院臨床研修プログラム S

2. 研修プログラムの特色

プログラム S では単独型臨床研修として臨床経験豊かな総合診療科指導教員や地域医療で活躍している専門性をもった客員臨床指導教員が、基本的臨床技能において研修歯科医の指導を行うとともに、全員に必修とされる訪問歯科診療や多職種連携についても指導を行う。また、厚生労働省関東信越厚生局指導監査課・指導医療官による療養担当規則に則った保険診療に対する講義を初期研修と修了時に行っている。

プログラム S は、研修期間である 12 か月を通して単独型臨床研修施設において研修を行うプログラムとなっている。卒業後 20 年の臨床経験を有し、日本歯科保存学会・日本レーザー歯学会・日本口腔外科学会の指導医・認定医の資格を持ち、歯科医師臨床研修指導歯科医講習会を修了している客員教員（約 10 名）が副プログラム責任者と協力して臨床研修歯科医の指導にあっている。歯科総合診療科における一口腔単位の包括的診療を行い、診療録記載法・診療報酬請求などの指導を行っている。各専門外来の専門的治療ではなく、hand to hand で指導することにより歯科診療の基本的診断法・治療方針の知識が養え、研修歯科医自身のモチベーションアップに寄与するような地域に根差した GP 診療に主眼を置いた研修である。また、必要に応じて年数回の実習・講習会を行い、先端的歯科治療の知識・技能を習得させるように指導している。

3. 臨床研修の目標

明海大学の建学の精神である「社会性・創造性・合理性を身に付け広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成」を念頭に、患者から信頼される人間性豊かな医療人となるために、歯科医師として求められる基本的な知識・技能・態度を身に付け、生涯研修の第一歩とすることを目標とする。このため、「歯科医師としての基本的価値観（プロフェSSIONナリズム）」「資質・能力」を自らが確実に具備できることを基本とし、研修中に「基本的診療業務」だけでなく「専門的診療業務」も多く学ぶことで、より専門性の高い歯科医師としての方向性を確保する。

4. 参加施設及び指導体制

(1) 単独型（管理型）臨床研修施設

①施設名 明海大学歯学部附属明海大学病院

②管理者 明海大学病院 病院長

③プログラム責任者

担当プログラム責任者

プログラム責任者

村上 幸生

副プログラム責任者

川田 朗史

松村 華穂

各研修内容責任者

総合診療科：川田 朗史、松村 華穂

歯科放射線科：大高 祐聖

口腔外科：園川 拓哉、瀧澤 将太

歯科補綴科：曾根 峰世(有床)、今村 嘉希(クラウンブリッジ)

歯周病科：内沼 真吹

歯科矯正科：真野 樹子

歯科麻酔科：高木 沙央理

小児歯科：荻原 孝

保存修復・歯内療法科：和田 恵

口腔保健科：深井 智子

高齢者歯科：小林 真彦

(2) 研修協力施設

施設名	所在地	電話番号
介護療養型老人保健施設狭山博愛	狭山市青柳 257-1	04-2953-2800
坂戸市立市民健康センター	坂戸市石井 2327-3	049-284-1621
毛呂山町保健センター	入間郡毛呂山町川角 305	049-294-5511
鳩山町保健センター	比企郡鳩山町大豆戸 183-1	049-296-2530
南部保健所	川口市前川 1-11-1	048-262-6111
朝霞保健所	朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468

春日部保健所	春日部市大沼 1-76	048-737-2133
草加保健所	草加市西町 425-2	048-925-1551
鴻巣保健所	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249
東松山保健所	東松山市若松町 2-6-45	0493-22-0280
坂戸保健所	坂戸市石井 2327-1	049-283-7815
狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
加須保健所	加須市南町 5-15	0480-61-1216
幸手保健所	幸手市中 1-16-4	0480-42-1101
熊谷保健所	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2811
本庄保健所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481
秩父保健所	秩父市桜木町 8-18	0494-22-3824
さいたま市保健所	さいたま市中央区鈴谷 7-5-12	048-840-2205
川越市保健所	川越市小ヶ谷 817-1	049-227-5101
越谷市保健所	越谷市東越谷 10-31	048-973-7530
川口市保健所	川口市前川 1-11-1	048-266-5557

(3)指導体制

指導歯科医の直接指導を中心とする体制をとる。プログラム S では単独型臨床研修施設において総合歯科研修として 1 年間指導歯科医によりマンツーマンにて指導する。

指導歯科医は毎日の研修内容を観察記録として研修歯科医の研修ノートに記載させる。4 か月に 1 度、研修の進捗状況を判断し、遅れが出ている場合には必要症例を宛がうなどして不足項目を充足させる。研修修了までに歯科医師臨床研修の到達目標 (A、B、C) を達成できるように指導する。

5. 研修期間及び研修内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プログラムS	明海大学歯学部附属明海大学病院											
プログラムM1	明海大学歯学部附属明海大学病院			協力型施設研修								
プログラムM2	協力型施設研修			明海大学歯学部附属明海大学病院			協力型施設研修					
プログラムM3	協力型施設研修						明海大学歯学部附属明海大学病院					
プログラムP	明海大学歯学部附属明海大学病院			PDI埼玉、PDI東京、PDI浦安歯科診療所								

(1) 研修期間

1 年とする (2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

(2) 初期研修

①研修期間 5日

②研修内容（オリエンテーションとして下記分野の講義を受講する）

患者接遇、機器使用法、医療安全、保険療養、医療面接、接着材料、印象材、
充填材料、エックス線撮影、バイタルサイン、歯科麻酔法、予防処置

(3) 単独型臨床研修施設

①研修期間 プログラムS 2025年4月7日～2026年3月31日

②研修内容

歯科総合診療科において一口腔単位の包括的診療と専門的診療を研修する

(4) 研修協力施設

①研修期間 1日

②研修内容

各施設において地域医療制度、乳幼児健診の見学・補助、多職種連携をそれぞれ研修する。

6. 評価に関する事項

臨床研修修了認定基準は以下の2項目で判定する。

(1) 研修実施期間の評価方法

(1) 勤務評価

勤務状況：研修歯科医であると同時に、社会人として適正に勤務すること

提出書類：研修施設から提出を求められた書類を、全て遅滞なく提出すること

(2) 到達度評価

到達目標の達成度：以下の(2)を達成すること

(2) 到達目標の達成度の評価方法と評価基準

以下の項目によって達成度を評価する。

①研修症例数による評価

基本的診療業務(C)の各項目における最低症例数が完了していること。

②担当指導歯科医の観察記録による評価

患者対応を的確に行い良好なコミュニケーションをつくることができること。

指導歯科医から与えられた治療内容を的確に行うこと。

③症例報告

年度末までに自験した1症例を症例報告として紙面で発表すること。

- ④上記①～③を達成していることで歯科医師臨床研修の到達目標（A、B、C）を達成していると評価する。

（3）修了判定

- 1) 臨床研修修了認定基準項目【上記（2）④】を総合一覧として作成し、これを最終判定資料とする。
- 2) プログラム責任者の判断ののち、その結果を研修管理委員会にて審議する。
- 3) 審議の結果、修了認定できなかった場合は、研修期間を延長して研修を行う。
- 4) 未修了の場合、追加の研修の期間・実施方法については、研修管理委員会で決定する。

7. 募集定員、募集方法及び採用の方法

（1）募集定員

1. プログラムS 40名（単独型12ヶ月）

（2）募集方法及び採用の方法

1. 応募資格

- ① 2025年 歯科医師免許取得見込者
- ② 歯科医師臨床研修マッチングに参加する者

2. 選考日時 2024年8月24日（土）13：00から

3. 出願期間 2024年7月22日（月）～2024年8月2日（金）必着

4. 会場 歯学部3階 大講義室No.4（予定）

5. 選考方法 筆記試験および面接

6. 応募書類

- ① 願書(所定のもの・写真貼付) 1通
- ② 履歴書（所定のもの） 1通
- ③ 卒業見込み（卒業）証明書 1枚
- ④ 成績証明書 1枚
- ⑤ 返信用封筒（願書参照） 1枚

※本学卒業者は③④の提出の必要はありません。

※本学卒業見込者は③④⑤の提出の必要はありません。

7. 応募書類提出方法 下記宛 郵送（窓口での受付は行いません）

8. 応募書類提出先および問合せ先

〒350-0283

埼玉県坂戸市けやき台1番1号

明海大学歯学部附属明海大学病院

病院事務課 臨床研修係

TEL 049-279-2729 Fax 049-285-6036 応募書類

8. 研修歯科医師の処遇

1. 研修場所
 - (1) 明海大学歯学部附属明海大学病院
 - (2) 協力研修施設(老人病院、保健所、保健センター等 21 施設)
2. 研修業務 歯科医療
3. 契約期間 プログラム S : 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
4. 勤務時間 9 : 00～17 : 00 (35 時間/週)
5. 休憩時間 原則として 12 : 00～13 : 00
6. 当 直 なし
7. 時間外・休日研修 なし
8. 休 日 日曜日 国民の祝日 国民の休日 創立記念日 (5 月 17 日)
年末年始 (12 月 29 日～1 月 5 日の予定)
その他法人が臨時に定めた日
9. 有給休暇 10 日
その他の休暇 夏期特別休暇 5 日、その他本学規程による。
10. 給与 月額 154,000 円
11. 通勤手当 月額 15,000 円上限
12. 社会保険等 日本私立学校振興・共済事業団 労働者災害補償保険
雇用保険に加入
13. 歯科医師賠償責任保険 病院として加入、個人については任意加入
14. 宿泊施設 なし
15. その他施設 ロッカールーム 研修歯科医室 研修センター 図書館
情報センター 歯学教育用シミュレーター 大学食堂
福利厚生施設 (野球場 サッカー場 テニスコートなど大学施設
と共用)
16. 健康診断 毎年 1 回 (5 月中旬)
17. 外部の研修活動に関する事項
 - (1) 各学会参加 : 可 (費用/自己負担)
 - (2) 本学歯学部生涯研修プログラム参加 : 可 (費用/自己負担)
 - (3) 歯科医師会等研修会参加 : 可 (費用/自己負担)
 - (4) その他の研修会についてはプログラム責任者に申し出る。
18. 研修歯科医の遵守事項
臨床研修期間において、下記項目を遵守すること。
S、M、P プログラムの全ての研修歯科医が対象となる。
 - 1) 社会人としての自覚を持ち、遅刻早退・無断欠勤の無いように注意すること。
研修中は真摯の態度、清潔感のある服装・頭髪で勤務する必要がある。すべては、
学校法人明海大学就業規則、研修歯科医規則に準じる。研修先の変更は出来ない。
 - 2) 研修期間中に体調不良などで欠勤する際は、各研修責任者に報告し、必要に応
じて医療機関の診断書を提出する。この場合の欠勤は、有給休暇 (10 日) に含
まれる。

- 3) プログラムノートの検印・出席確認・タイムカード打刻を他人に依頼したり、書き加えることは、公文書偽造となり、職員規定に準拠した研修中断・退職等の対象になるので注意すること。
- 4) 研修先で針刺し事故などの医療事故などが発生した場合は、直ちに各研修実施責任者に報告し、明海大学病院事務課・プログラム責任者に詳細を連絡し、指示を受ける。
- 5) 夏期・年末年始の休診休暇は、明海大学病院・協力型（I）臨床研修施設に準じる。
- 6) 有給休暇は年 10 日間であり、各研実施修責任者・副プログラム責任者の許可を受けること。厚労省の卒直後研修に記載されている研修休止期間 45 日の条件は、疾病・妊娠出産・クラスター発生による病院休診などの不測の事態により研修継続が困難と判断された時の為のものであり、勝手に 10 日の有給休暇を超えた場合には認められない。
- 7) 連続した有給休暇は、3 日以内とする。
- 8) 症例レポートは、各自が治療経験した 1 症例をレポートとしてまとめること。
M プログラムは、明海大学病院での研修期間中の症例で作成し、各専科の副プログラム責任者の終了印が必要である。
P プログラムは PDI 期間中の症例を用いる。症例レポートが完成していない者は、研修未完了とする。
- 9) 明海大学病院勤務予定日に欠席しないこと。
研修入所式およびその後の初期研修
明海大学病院での健康診断
保険医登録のための講習会
年 3 回の班別ミーティング
研修修了式およびその後の事務手続き等の説明

9. 研修到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
(初診時医療面接、再診時医療面接など)
 - ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
(口腔内診察、頭頸部診察、各種臨床検査の必要性の判断、診察所見の解釈など)
 - ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
(エックス線検査、咬合検査、顎運動検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査、歯髄電気診、口腔機能低下症の検査等の実施、検査結果の解釈など)
 - ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
(担当患者の診断に関する口頭試問、カンファレンスへの参加など)
 - ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
(治療計画に関するカンファレンス参加、プロトコール作成など)
 - ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。
(患者への病状説明、インフォームドコンセント、セカンドオピニオンへの理解、同意書の取得など)
- ①～⑥を一連で実施：初診患者に対して 20 症例以上

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

(口腔衛生指導、歯科衛生士への実地指導指示、フッ化物の塗布、PMTC、歯冠研磨など) 10 症例以上。

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患：

- ・ コンポジットレジン修復 (う蝕歯質除去、形成、充填、咬合調整、研磨の一連)
- ・ インレー修復 (う蝕歯質除去、形成、印象、咬合調整、研磨、合着の一連)

合わせて 10 症例以上。

b. 歯髄疾患：

- ・ 覆髄
- ・ 抜髄 (浸潤麻酔、う蝕歯質除去、ラバーダム防湿、髓室開拓、天蓋除去、根管口明示、根管拡大、貼薬、根管充填の一連)
- ・ 感染根管処置 (う蝕歯質除去、ラバーダム防湿、根管口明示、根管拡大、貼薬、根管充填の一連)

合わせて 10 症例以上。

c. 歯周病

〈歯周基本治療〉

- ・ スケーリング・ルートプレーニング 5 症例以上
- ・ TBI、咬合調整、暫間固定 各 1 症例以上

d. 口腔外科疾患

(膿瘍切開・消炎処置、単純抜歯・縫合処置) 合わせて 5 症例以上。

e. 歯質と歯の欠損

- ・ クラウンブリッジ補綴 (概形印象、スタディモデル作成、歯肉圧排、支台歯形成、精密印象、プロビジョナルレストレーション作製、咬合採得、補綴物調整、仮着、合着の一連) 5 症例以上。
- ・ 可撤性有床義歯作製 (概形印象、スタディモデル作成、精密印象、咬合採得、試適、装着、調整の一連) 5 症例以上。

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

(口腔機能管理・訓練の実施など) 1 症例以上。

③ 基本的な応急処置を実践する。

(急性症状、修復物脱離、義歯破損への対応など)

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

(生体管理モニターの患者への装着 (非観血的血圧測定、パルスオキシメーター、簡易心電図の測定) および測定結果を踏まえた全身状態の評価) 3 症例以上。

⑤ 診療に関する記録や文書 (診療録、処方せん、歯科技工指示書等) を作成する。

(診療録、処方せん、歯科技工指示書、診療情報提供書などを作成する)

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(指導歯科医が提示した症例に対し、当該症例のインシデントレポートを記載の上指導歯科医に説明を行い、報告の意義を理解する。また、日常臨床において、医療事故の予防策を実践する。)

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
(問題となる基礎疾患・薬剤を挙げて、歯科治療に及ぼす影響を患者に説明若しくは文章提供をもって1症例とする。) 5症例以上。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
(関連医療機関との診療情報の共有など) 1症例以上。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
(生体管理モニターを装着して歯科治療を行う患者の治療中のモニタリング) 3症例以上。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
(軟組織の損傷への対応、誤飲・誤嚥への対応、BLSの実施(シミュレーターでも可)、バイタルサインの解釈、全身状態の評価など) 1症例以上。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。
(担当入院患者に療養上の留意事項を説明し、周術期口腔機能管理を行う)
(周術期口腔機能管理として口腔衛生の維持、栄養管理(経管栄養・経口栄養)、リハビリテーション(開口訓練など)を指導・介助する) 1症例以上。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
(患者のライフステージに応じた総合診療計画の立案など)
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
(妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に応じた歯科医療を実践する)
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
(明海大学歯学部附属病院の指導歯科医とともに、介護施設に訪問診療に同行し、口腔衛生管理や歯科治療を実践する) 1症例以上。
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。
(障がい者歯科診療の介助を行う) 1症例以上。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科

医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
(歯科衛生士との協働など)
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
(技工指示書の作成と歯科技工士への依頼など)
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。
(連携口腔ケア、栄養サポートチーム (NST) への参加など)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
(地域包括支援センターのレクチャー、見学など)
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
(訪問診療、地域歯科医療についてのレクチャー、見学など)
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
(連携口腔ケア、NST、高齢者福祉施設への訪問診療などへの参加など) 1 症例。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
(訪問診療での医療・介護関連職種との連携など) 1 症例。
- ⑤ がん患者等の周術期等口腔管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。1 症例。
(周術期口腔機能管理を通じて、医師や看護師などと連携を図り、チーム医療に参加する)
- ⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム (例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等) について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。1 症例。
(連携口腔ケア、NST、ICT (感染制御チーム)、高齢者福祉施設への訪問歯科に参加など)
- ⑦ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。1 症例。
(退院支援チームへの参加など)

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
(セミナーへの参加、保健所での見学など)
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
(セミナーへの参加、保健所での見学など)
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を体験する。
(セミナーへの参加、保健所における地域歯科保健活動を介助する)
- ④ 歯科健診を体験し、地域住民に対する健康教育を体験する。
(学校歯科健診・乳幼児健診への参加など)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
(歯科に関連する法律などについて、セミナーを受講後レポートを提出する)
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
(保険制度に関するセミナーへの参加、保険医療への参加、保険点数の算定など)
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
(介護保険制度に関するセミナーを受講後レポートを提出する)

10. 必要症例数・目標症例数

- ① 歯科医師臨床研修の到達目標を達成するため研修歯科医1人当たりに必要な症例数(合計): 95 症例
- ② 研修期間中に体験することを目標とする研修歯科医1人当たり症例数(目標症例数)(合計): 183 症例